

# 熊本県公報

第 1 1 3 7 0 号  
平成 18 年 2 月 17 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示	
○土地収用法による事業の認定	(用地対策課) 1
○土砂災害警戒区域等の指定	(砂防課) 2
○あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定	(市町村総室) 5
公 告	
○平成18年度熊本県庁舎廃棄物運搬処理業務委託	(管財課) 6
○開発行為工事完了	(建築課) 8
○地籍調査成果の認証	(農村整備課) 8
○開発行為工事完了	(建築課) 8
○肥料登録	(経営技術課) 9
登 載 依 頼	
○熊本県私立学校審議会の開催	(私学文書課) 9
○第9回熊本県地域福祉推進委員会の開催	(福祉のまちづくり課) 9
○第23回熊本県海面利用協議会の開催	(漁政課) 10

## 告 示

### 熊本県告示第158号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成18年2月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 阿蘇市
- 2 事業の種類 阿蘇市本庁舎駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 熊本県阿蘇市一の宮町宮地字一本木及び字高田地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 土地収用法第20条第1号要件の適合性について  
本件事業は、阿蘇市本庁舎の駐車場を整備するものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第20条第2号要件の適合性について  
起業者は、本件事業に係る用地費及び工事費について、一般会計及び起債により予算措置を講ずることとしており、また、予定されていた起債の許可が得られない等財源に不足が生じる場合には、一般財源で措置する旨の確約も得られている。以上のことから、起業者は土地収用法第20条第2号に掲げる要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 申請事業の施行により得られる公共の利益について  
本件事業は、町村合併により誕生した阿蘇市本庁舎に、不足している来庁者、公用車及び職員用の駐車場を整備するものである。  
阿蘇市は、平成17年2月11日に熊本県阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村の2町1村（以下「阿蘇中部3町村」という。）が合併して誕生した、同郡のほぼ中央に位置する市域面積376km<sup>2</sup>、人口30,457人の新市である。この新市、阿蘇市が実施する各施策を適時、的確に行うために、企画管理部門の集約を図る本庁方式を採用し、阿蘇中部3町村の合併協定書（平成17年3月25日調印）において、旧一の宮町庁舎を本庁とすることが決定された。  
このことにより、旧一の宮町庁舎に、従前からの旧一の宮町職員94名に加え、新たに旧阿蘇町及び旧波野村職員149名が集約して執務することとなった。  
これらの増加した職員は、旧阿蘇町方面及び旧波野村方面から通勤することとなるが、公共交通機関での通勤が不便といった地理的状況からも、通勤手段は家用

- 車に頼らざるを得ない状況にある。また、職員用の車両だけでなく、合併に伴い旧阿蘇町及び旧波野村所有の公用車21台及び本庁方式を採用することで増加が見込まれる来庁者用の駐車スペースが不足している状況である。
- 本件事業の施行により、新たに駐車スペース151台分が確保され、新市役所としての機能が発揮されるとともに、市民に対する行政サービスが向上するなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。
- イ 申請事業の施行により失われる利益について  
本件事業の起業地内は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく阿蘇くじゅう国立公園(普通地域)に指定された地域に該当するものの、本件事業が大規模な土地の形状変更にあらず自然環境に与える影響は軽微であること、また、起業者が保護のために特別の措置を講じるべき文化財は存在しないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
- ウ 代替案比較による起業地の決定について  
本件駐車場を設置する場所については、駐車場の維持管理や利便性を考慮し、本庁舎に隣接し、比較的支障物件が少なく、敷地造成が容易であるといった条件を満たす3つの候補地を比較した結果、今後整備予定である阿蘇市幹線道路計画路線に近接して交通の利便性も良く、支障物件もなく、敷地造成も容易で、費用も少なく済む候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。
- エ 比較衡量  
アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件起業地は他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。
- 以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
- (4) 土地収用法第20条第4号要件の適合性について  
ア 申請事業を早期に施行する必要性  
本件事業は、現在阿蘇市本庁舎において不足している職員、公用車及び来庁者用の駐車スペースを確保することを目的としているものであり、現在応急的に、庁舎に隣接する農地を借地して確保しているものの、継続的に借地することは出来ない状況であり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
- イ 起業地の範囲の適合性  
本件事業に係る起業地の範囲は、事業目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。
- したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号要件を充足すると判断される。
- (5) 結論  
(1) から(4)まで述べたとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。
- 以上の理由により、本件事業について土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。
- 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
阿蘇市役所企画財政課

### 熊本県告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年2月17日

熊本県知事 潮谷 義子

#### 1 阿蘇市の石

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
坂下川2(422-1-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
西平川1(422-1-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
的石川1(422-1-006)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
的石川2(422-1-007)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
石ノ前川(422-1-008)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
市ノ原川(422-1-009)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
原田川(422-1-011)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
一里山川(422-1-012)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上の小屋川1（422-1-015）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
千丁無田川（422-1-017）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
殿塚川2（422-2-002）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西平川2（422-2-003）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
的石川3（422-2-004）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
産ノ小屋川（422-2-005）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 甲水川(422-2-006)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 上の小屋川3(422-2-007)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 上の小屋川4(422-2-008)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び阿蘇地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

**熊本県告示第160号**

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨上天草市長から届出があった。

平成18年2月17日

熊本県知事 潮谷 義子

あらたに生じた土地	編入する字
上天草市松島町合津字永友6716の2地先並びに6814の3、6816の2、6826に隣接する道路地先並びに6826に隣接する道路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 201.01平方メートル	上天草市松島町合津字永友

あらたに生じた土地	編入する字
上天草市松島町合津字永友6826、6828の1、6831、6832の1、6833の2、6834、6837の1、字瀬戸6925、6927の3、6927の1、6928の5、6928の4、6928の1、6928の2、6929、6930、6932の1、6934の3、6934の8、6934の7に隣接する道路地先並びに6934の9、6934の4に隣接する無番地地先並びに6934の7に隣接する道路に隣接する無番地地先並びに字永友6826に隣接する道路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 2,826.70平方メートル	上天草市松島町合津字瀬戸

## 公 告

## 熊本県公告第120号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
平成18年度熊本県庁舎廃棄物運搬処理業務委託
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、平成18年度の熊本県庁舎廃棄物運搬処理業務委託に要する費用とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目廃棄物処理の一般廃棄物の収集運搬、処分及び産業廃棄物の収集運搬、処分に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）の許可を受けている者であること。
- (4) 4の(1)の時点において、従業員（常勤職員）を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両（パッカー車両）を2台以上保有している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成18年2月17日（金）から平成18年2月27日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札手続きに間に合わないことがある。

## 4 競争入札参加資格確認申請書の提出等

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間

- 平成18年2月17日（金）から平成18年3月3日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部管財課管理係（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2090
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成18年2月17日（金）から平成18年3月3日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成18年3月10日（金）午前11時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館13階 管財課分室
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月9日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ 入札金額と契約単価が矛盾する入札  
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結

- ア 契約書作成の要否
  - イ 契約の締結期限  
落札決定の日から14日以内とする。
  - ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第121号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年2月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡合志町大字栄字平島3193番1の一部及び3194番1の一部  
499.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡合志町大字栄3194番地  
齋藤 房雄

**熊本県公告第122号**

八代市ほか3町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年2月17日

熊本県知事 潮谷 義子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成15年度から平成17年度まで	坂本町葉木の一部	地籍図・地籍簿	平成18年2月8日
五木村	平成16年度から平成17年度まで	甲、乙、丙の各一部		
球磨村	平成15年度から平成17年度まで	大字大瀬、渡丙の各一部		
有明町	平成16年度から平成17年度まで	大字楠甫の一部		

**熊本県公告第123号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年2月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字広崎字西久保1012番1、同1012番2、同1012番3及び同1018番3,236.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡益城町大字広崎597番地  
緒方 啓司



**熊本県公告第124号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成18年2月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1406号	魚廃物加工肥料	ハッピーファンファン	窒素全量 ：5.5% りん酸全量 ：1.1% 加里全量 ：1.1%	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	特定非営利活動法人海外壮年協力隊 東京都墨田区太平二丁目14番9号	平成18年2月7日

**登載依頼****熊本県私立学校審議会公告第2号**

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成18年2月17日

熊本県私立学校審議会議長 上 田 祐 規

- 1 開催日時  
平成18年2月24日（金）  
午前9時半から正午まで（予定）
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺公園28-51  
熊本テルサ 2階 りんどう・つばき
- 3 議題  
【諮問事項】  
（1）幼稚園関係（公開）  
① 第2さくら体育幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可  
② あおぞら幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可  
（2）専修学校関係  
① 北九州予備校熊本校の文化・教養専門課程設置認可（公開）  
② 専修学校の設置認可（非公開）  
③ 専修学校の設置認可及び学校法人の寄附行為認可（非公開）  
【事前協議事項】  
（1）専修学校関係（非公開）  
① 専修学校設置の事業計画  
※議事は変更することがある。
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部私学文書課中高等係）  
（電話 096-383-1111 内線 3208）

**熊本県地域福祉推進委員会公告第1号**

第9回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。

平成18年2月17日

熊本県地域福祉推進委員会委員長 由 井 照 二

- 1 開催日時  
平成18年2月28日（火）  
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

## 3 議題

- (1) 熊本県地域福祉支援計画の進捗状況について
- (2) 今後の地域福祉の推進について
- (3) その他

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県地域福祉推進委員会事務局

(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課地域福祉企画班)

(電話 096-383-1111 内線 7022、7027)

**熊本県海面利用協議会告示第2号**

熊本県海面利用協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおり。

平成18年2月17日

熊本県海面利用協議会会長 川崎 幸夫

## 1 開催日時

平成18年3月7日(火)午後2時

## 2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館10階 林務水産部会議室

## 3 議題及び協議事項

- (1) マダイ採捕の体長規制について
- (2) アサリ資源回復計画に係るアサリ採捕の殻幅規制について
- (3) 八代海におけるシラス(カタクチイワシ)資源の状況及び資源管理について
- (4) その他

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議開始の時刻までに、協議会会長の許可を受けただうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県海面利用協議会(熊本県林務水産部漁政課漁業調整係)

(電話 096-383-1111 内線 5681)